

子育て・女性支援

問 県庁子ども未来課 ☎0734412490

育児相談サロンの開設

専門機関の窓口が開いている平日の日中は、仕事があったり、あるいは子育てに忙しくて外出しづらかったりする保護者の育児を支援するため、よく買い物に行く量販店に、育児上の悩みなどを専門家に相談できる休日の子育て相談窓口「育児相談サロン」を開設しています。

この「育児相談サロン」は、子育て応援企業との協働事業であり、今回は子育て応援企業認定第1号である㈱オークワのバームシティ和歌山店に開設しています。

開設日：毎週土曜日(年末年始を除く)

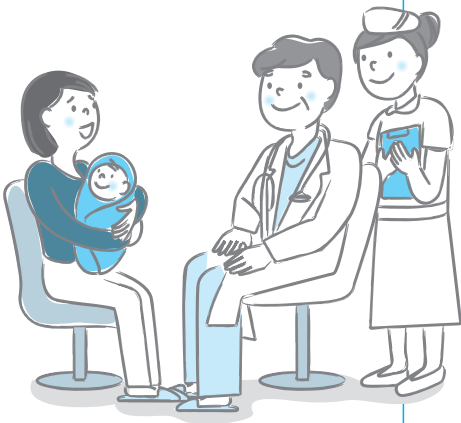
場所：バームシティ東館ベヒー服売場特設コーナー
時間：正午～午後4時

相談担当者：保健師・助産師(毎週正午～午後4時)

小児科医師

(毎月第1土曜日 午後2時～4時)

内容：乳幼児の健康相談、育児上の相談
(身長・体重測定も行います)



子育て応援企業とは…

県は、子どもを持ちたい人が安心して子育てできることのできる社会づくりをめざし、「自社の労働者に対する雇用環境の整備」や「子どもの健やかな育成のための地域貢献活動」などの取組を実施する企業を、企業からの応募により「子育て応援企業」として認定しています。

現在30社を認定しています。

貴社も子育て応援を積極的にに行い、認定を受けませんか！

※DV被害者支援センター(紀南DVセンター)の開設

☎0739243322(24時間対応)

県では、DV被害者を支援するために、紀南DVセンターを設置し、主に紀南地域に居住するDV被害者の支援を行っています。

また、県女性相談所(☎0734450793)でも支援を行っています。

DVは、身体的な暴力はもちろん、精神的、経済的、性的なあらゆる形の暴力が含まれます。

DV被害で悩んでいる方は、ひとりで悩まず、まずお電話ください。

※DV：ドメスティックバイオレンスの略。配偶者からの暴力のこと。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

要介護高齢者等支援

問 県庁長寿社会推進課 ☎0734412519

介護サービス情報の公表

介護保険法の改正により、平成18年4月から介護サービスを提供している事業者は介護サービス情報の公表が義務づけられました。

この公表制度は、介護サービス事業所が標準的な介護サービスに関する情報を定期的に公表することにより、利用者が事業所を選択する際に比較・検討できるための仕組みです。

利用者は、公表された介護サービス情報を活用して利用する事業所を選択でき、事業者は自らの情報を提供することで、利用者本位の事業者を通じてサービスの質の向上が図られることが期待されています。



介護サービスの利用者・家庭など

都道府県や指定情報公表センターなどのホームページ(インターネット)から、介護サービス情報を閲覧します

和歌山県指定情報公表センター 【介護サービス情報を公表】

和歌山県指定調査機関

◆中立性・公平性の確保

報告内容について事実かどうか調査

報告年1回程度

報告年1回程度

基本情報

調査情報

介護保険の事業所および施設

- 基本情報…従業員数、営業時間、利用料金など
- 調査情報…介護サービスの提供マニュアルの整備状況、サービス提供の記録管理など

公表のホームページ

和歌山県介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokohyo-wakayama.jp/kaigosip/>

母子家庭等自立支援施策の一例

就業支援

母子家庭等就業・自立支援センター

就業相談や就業支援講習会(ヘルパー2級、パソコン)の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを実施

自立支援給付事業

「自立支援教育訓練給付金」

県が指定する教育訓練講座の受講後に、受講料の2割相当額(上限10万円)を支給

「高等技能訓練促進費」

看護師等の資格取得のため、2年以上養成期間等で修学する際の生活費を支給。修学の最後の1/3の期間、月10万3千円(最長12か月)

「常用雇用転換奨励金」

常用雇用した事業主に30万円の奨励金

母子自立支援プログラム

個々の希望や事情等に配慮したプログラムを策定し、ハローワーク等と連携しながら就業を支援

子育てと生活支援

ひとり親家庭日常生活支援事業

一時的に、日常生活や育児に困った時、家庭支援員の派遣を行う(所得に応じて自己負担あり)

ひとり親家庭等特別相談事業

親権や養育費等、専門的で複雑な問題について弁護士が相談に応じる

経済的支援

児童扶養手当の支給

母子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭医療費の助成

相談窓口

県振興局健康福祉部、福祉事務所、母子自立支援員、家庭相談員、民生委員・児童委員など

子どもと家庭の

テレフォン110番

電話で子どもや家庭に関する悩みことの相談を受け付けています

☎0734471152

(月)金は午前9時～午後8時

土・日・祝日は午前9時～午後4時30分)

成年後見制度

問 県庁福祉保健総務課 ☎0734412472

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人)等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

法定後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が本人の利益を考えながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約

を結んだりすることによって、本人を保護、支援します。

この制度を利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

本人の能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度を利用でき、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが申立てできます。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

国際アピリンピック

問 県庁雇用推進課 ☎0734412807

谷口和也さん(20歳、ホテルアパローム紀の国勤務)が、静岡県で開催された「第7回国際アピリンピック」に日本代表として出場しました。

谷口さんは、デモンストラクションの「喫茶サービス」職種で、日頃、職場で培った技能を大いに発揮し、職業能力の高さを十分にアピールしました。

※国際アピリンピックとは、ほぼ4年に1度開催され、障害のある方の職業的自立意識を喚起するとともに、障害者に対する事業主および社会一般の理解と認識を深め、さらに国際親善を図ることを目的としている大会。

